

奈良県告示第三百五十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成三十一年二月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

馬佐（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

吉野郡大淀町大字馬佐	八九一番一五	一号及び八号
〃	〃	八九一番三 二号
〃	〃	八九一番四 三号
〃	〃	八九一番七 四号
〃	大字北野	七〇番六 五号
〃	〃	六八番五四四 六号及び七号